

(2) 経営協議会**① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

経営協議会は、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、国立大学法人法第 20 条の規定により、平成 16 年 4 月から全ての国立大学法人に設置されたものであり、主な審議事項は次のとおりである。

- i) 中期目標についての意見（国立大学法人法第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）に関する事項のうち、本法人の経営に関する事項
- ii) 中期計画に関する事項のうち、本法人の経営に関する事項
- iii) 基本規則、学則（本法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- iv) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- v) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- vi) その他本法人の経営に関する重要事項

イ 組織の構成及び構成員等

本法人の経営協議会は、学長、学長が指名した理事（2 人）、学長が指名した副学長（1 人）、学長が指名した職員（2 人）、役員又は職員以外の者で大学に関し広く、かつ、高い識見を有するものの中から、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命した者（7 人）の計 13 人で構成している。

令和 5 年度における経営協議会委員（職名は令和 5 年 4 月 1 日現在）は、次のとおりである。

議長	林 泰 成	学長
	中 山 勘次郎	理事 兼 副学長
	出 口 利 定	理事
	渡 部 洋一郎	副学長
	松 崎 和 之	理事兼事務局長
	志 村 番	副学長
	有 松 育 子	元国立教育政策研究所所長
	伊 藤 利 彦	ふるさと上越ネットワーク相談役
	小 原 芳 明	学校法人玉川学園理事長・玉川大学学長・玉川学園学園長
	近 藤 研 至	文教大学教授
	五十嵐 守 男	新潟県中学校長会会長・上越市立城西中学校長
	高 橋 信 雄	上越商工会議所会頭
	中 川 幹 太	上越市長

② 運営・活動の状況**ア 委員会等の開催状況**

令和 5 年度は次のとおり 4 回の会議を開催した。

- ・ 第 91 回 令和 5 年 6 月 26 日（月）
- ・ 第 92 回 令和 5 年 10 月 23 日（月）

- ・ 第 93 回 令和 6 年 1 月 23 日 (火)
- ・ 第 94 回 令和 6 年 3 月 22 日 (金)

イ 審議された主な事項

令和 5 年度の主な審議事項は、①第 4 期中期目標期間 (令和 4 事業年度) に係る業務の実績に関する報告書 ②令和 4 事業年度決算 ③令和 6 年度概算要求 ④令和 5 年度学内補正予算 (第 1 次) ⑤非常勤職員給与の改定 ⑥クロスアポイントメント手当の新設 ⑦令和 5 年人事院勧告への対応 ⑧令和 5 年度学内補正予算 (第 2 次) ⑨クラウドファンディングの導入 ⑩ 国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告 ⑪国立大学法人上越教育大学経営協議会規則の一部改正 ⑫給与関係規則の一部改正 ⑬令和 5 年度学内補正予算 (第 3 次) ⑭令和 6 年度学内予算編成方針 ⑮本学専門職学位課程評価基準に係る自己点検・評価結果 ⑯人事関係規則の一部改正 ⑰総合型選抜入試により本学に入学する者への入学料の対応及び附属学校教員教職大学院修学研修制度の導入に伴う検定料等の免除 ⑱令和 6 年能登半島地震に係る石川県からの現職派遣教員への対応 ⑲令和 6 年度学内予算 ⑳令和 6 年度自己点検・評価の実施計画 ㉑学長選考・監察会議委員及び同予備委員の選出 ㉒職員宿舍中長期計画 ㉓事務組織規則の一部改正等であった。

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

昨年度に引き続き、学内予算など必要に応じ特に重要となる事項を整理した参考資料を作成し、審議の効率化を図った。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

委員への会議資料の事前送付や書面審議を活用することにより、審議時間の短縮及び有益な示唆や指導・助言を得る時間を確保した。